

防災・安全ニュース

VOL. 21

危機管理課

2025年1月号

電話：65-1282

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお付き合いください。今月号のトピックスは次のとおりです。

- ・ 備蓄の勧め
- ・ 自動車の運転者が表示する標識（マーク）と罰則
- ・ 防災情報システムの利用
- ・ 阪神・淡路大震災から30年

備蓄の勧め

平成7年1月17日（火）5時46分に阪神・淡路大震災が発生し、震源直近で建設中の明石海峡大橋（右図参照）は、橋の長さが計画より全体で1m程度長くなりましたが、運よく2基の主塔が倒れることもなく3年後の4月には開通しました。



現在、南海トラフ地震の発生に備えて、本州と四国を結ぶ西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、瀬戸中央自動車道、神戸淡路鳴門自動車道では耐震補強工事が進められています。四国の特性として、この3本の自動車道が地震で通行不能になれば、救援のための人も物資も到着が大幅に遅れることが考えられます。補強工事が進められているとはいえ、まだ工事は完了しておりませんし、万が一ということもありますので、先月に引き続き、少なくとも**1週間程度の食料や水、物資など各ご家庭での備蓄をお勧めします。**

橋梁の耐震補強計画（本州四国連絡高速道路株式会社）

→ https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/seismic_reinforcement/

自動車の運転者が表示する標識（マーク）と罰則

ご存じかと思いますが、道路交通法に定める自動車の運転者が表示する標識には、「**初心運転者標識**（表示義務）」「**高齢運転者標識**（表示努力義務）」「**聴覚障がい者標識**（表示義務）」「**身体障がい者標識**（表示努力義務）」の4種類があります。



表示対象者が、これらの標識を表示して車を運転しているときには、危険防止のためやむを得ない場合を除いて幅寄せや必要な車間距離が保てなくなるような進路変更（割込み）をした場合には道路交通法違反となって罰則があります。**標識の有無に関わらず、周りに思いやりをもった車の運転に心がけていただければ幸いです。**

【反則金】

- ・大型車（中型車、準中型車含む。） 7, 000円
- ・普通車 6, 000円
- ・二輪車 6, 000円
- ・小型特殊 5, 000円

【行政処分点数】

- ・1点

阪神・淡路大震災から30年

冒頭の「備蓄の勧め」では、阪神・淡路大震災に触れましたが、**今年の1月17日で発災から30年**を迎えます。

気象庁は、「**阪神・淡路大震災**」特設サイトのトップページを今年10月にリニューアルし、コンテンツの内容も更新しています。南海トラフ地震などへの備えの意識を高めたり、「地震・津波に備えるための知識」のコンテンツで知識を得ることもできますので、**是非ご覧ください。**

「阪神・淡路大震災」特設サイト（気象庁）

→ https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/1995_01_17_hyogonambu/index.html

【編集後記】

今月も防災・安全ニュースを最後までご覧いただきまして、ありがとうございました。

昨年末に3匹目の保護猫を自宅へ迎え入れました。今月17日は阪神・淡路大震災がきっかけで制定された「防災とボランティアの日」ですが、猫の保護活動をされているボランティアの方のお話を伺うと、「いろいろと苦労はありますが、とてもやり甲斐がある。」そうです。

ボランティア活動は、幸福度や健康度が上がるそうですので、猫の保護に限らず、機会があれば積極的に参加してみても如何でしょうか？ (N.O)